

教育の目的

菅原伸郎

南	無
善	財

教育基本法の改定がいよいよ迫っている。六月の国会では継続審議となつたが、自民党と公明党は秋以降に与党案の採決を求めらるだろう。ここまで来てしまうと、十分な審議を望むしかなさそうだが、この選択が本当に正しいか、もう一度考えてもらいたい。

まずは、仏教を大切に思う立場から、条文を読み返してみよう。たとえば、第一条の「教育の目的」はこうなっている。

《教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値

をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない》

私には、不都合なことが書かれているとは思えない。たしかに「人格の完成」とは何か、分かりにくい、といった声はある。しかし、仏教者なら「ブツダ〈覚者〉になること」と読み替えればいいことだ。迷いから覚める「成仏」は、まさに人間教育の究極的目標だろう。

「真理と正義」という言葉は、少し

照れくさい。これを振りかざす教師がいたら、私のような劣等生は逃げ出したくなる。しかし、真理をダマ（法）と考えるなら、ありがたくも思えてくる。正義とは何か。つまりは悪を厭う心だろう。こだわりすぎれば執着にもなるが、これも大切にすべきことである。

「個人の価値」という言葉を毛嫌いする人もいる。権利だけを主張して義務を果たさない若者を育ててきた、という批判だ。しかし、私はいさう少し宗教的にとらえている。釈尊の「天上天下唯我独尊」、つまり「われ、あり」という宣言に通じる気がするからだ。「自主的精神」という言葉も、やはり「自灯明、法灯明」という遺偈ゆいげから深めてみたい。

いや、いまの教育基本法には環境問題、IT学習、生涯教育、愛国心などが抜け落ちている。制定から六十年たつて、時代に合わなくなっている……という反論もあるだろう。

自民党の本当の狙いである愛国心については別に論じるとして、学校で教えたことはたしかに変わりつつある。産業界からの注文がふえていることも理解はできる。

しかし、だからといって、現行法を破り捨てることはない。この法律は従来の教育が間違っていた、という深刻な反省からつくられた。敗戦までを振り返れば、市民は憲兵や隣組に監視され、大本営発表のうそがまかり通り、兵営ではビンタが横行していた。上官や上司の間違った命

令にも服従する、自主性のない人間が多かったから無謀な戦争に突入したともいえる。そうした苦い体験があつたからこそ、すべての学校で「真理と正義」や「個人の価値」を教えることにしたのである。

悲惨と抑圧の暗夜が明けて、人間解放の喜びから生まれた法律ではなかつたか。イギリスの権利章典やフランスの人権宣言のような、いわば歴史的文書と考えてもいい。そうであれば、時代に合わないからといって

て改定したり廃止したりするのはなく、これはそのまま、理想は理想として、戒は戒として掲げておきたいと思う。

アメリカの独立宣言にしても、奴隷制廃止への言及がないなど、いまから見れば時代的な制約はいろいろあつた。それは新しい法律をつくって補完してきたわけだが、宣言そのものは現在も合衆国の理想として輝いている。環境問題やIT学習を盛り込みたいのなら、たとえば「全人教育推進法」といった新しい法律を作ればすむことだ。そうしないところにも、別の思惑があるように思えてならない。

(すがわら・のおお)

東京医療保健大学教授

